

## 水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果について（案）

平成 28 年 ○ 月 ○ 日  
環境省水・大気環境局  
土壤環境課農薬環境管理室

### 1. 意見募集の概要

#### （1）意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表

#### （2）意見募集期間

平成 27 年 12 月 7 日（月）～ 平成 28 年 1 月 5 日（火）

#### （3）意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

#### （4）意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

### 2. 意見募集の実施結果

（1）意見提出件数 : 5 通（6 件）

（2）提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

(別紙)

No.	御意見の概要*	御意見に対する考え方
1	<p>新規（奇）化学物質を環境中に拡散させることは、複合汚染の原因となり、数年後・数十年・数百年後の影響は誰にも計り知れない。</p> <p>新たな農薬を使用することに反対します。</p>	<p>環境省では、農薬取締法に基づき、農薬の登録を認めるか否かの安全性に関する審査基準のうち、環境大臣が定める農薬登録保留基準として、水産動植物の被害防止、水質汚濁、土壌残留及び作物残留の 4 つの項目について基準を設定しています。</p> <p>農薬の登録は農林水産省が当該基準を超えないことを確認した上で行うため、いただいたご意見は農林水産省へも情報提供させていただきます。</p>
2	<p>スルホキサフロルを許可するのをどうかやめてください。</p> <p>ネオニコチノイドの中でもミツバチに対し特に毒性が強く製造者もそのことを認めています。</p> <p>ネオニコは毒性が強い為、世界的に禁止の動きなのに日本だけ群を抜いて使用量が多くしかもまだ増やそうなんてどうかしています。</p> <p>農薬は不妊の原因とも言われ、日本は発達障害や慢性農薬中毒症は世界でダントツに多いです。</p> <p>農薬は削減すべきなのになぜ増やすのですか？</p> <p>化学物質過敏症でただでさえ食べれる物が無く、無農薬無化成肥料や自然栽培の物でさえよそから飛んでくるネオニコ農薬や上流や近辺の、除草剤や農薬でよごれた水のせいで 汚染され食べれる物がありません。</p> <p>ネオネオニコ農薬の残留している食べ物を食べた人に近づかれるだけでも同様の症状がでるので外出すらできません。</p> <p>有機リンはせいぜい 100m 広がるのに対しネオニコは 5km も飛散するという実測データがあります。</p> <p>高性能な浄水器ハーレーⅡをつけた水導水を 5m 先で出ただけでも途端に心臓がバクバク動悸がして、鼻血が止まらない、だるくなって動けない、ふらつくなどの症状がでます。水が農薬で汚染されすぎて除去できないのです。特に夏場はひどいです。</p>	<p>水質汚濁に係る農薬登録保留基準については、従前より ADI（一日摂取許容量）の 10% を配分し、飲料水の摂取量を 1 人 1 日当たり 2L と仮定して、以下のとおり設定しています。</p> <p>登録保留基準値 (mg/L)  <math>= \text{ADI (mg/kg 体重/日)} \times \text{平均体重 (53.3kg)} \times 0.1 (10\% \text{配分}) / \text{飲料水摂取量 (2L/人/日)}</math></p> <p>なお、ADI は、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見から見て健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量です。</p> <p>いただいたご意見は農薬の登録を行う農林水産省へも情報提供させていただきます。</p>

	<p>私もそうですが、専門医によると、有機リンよりネオニコのほう中毒症状が重いそうです。これ以上ネオニコが増えたら生きていきません。</p> <p>殺菌剤や他農薬や有機溶剤などとの複合毒性は数千倍になるそうです。</p> <p>今でも 24 時間毎日生きるのに必死でぎりぎりです。もっと人に対しての毒性を調べて下さい。</p> <p>スルホキサフロルの人に対して毒性が検証されておらず、スルホキサフロルを許可しなければ困る理由も見当たらないと思います。</p> <p>現在スルホキサフロルを許可する必要は全く無いと思います。</p> <p>しみこんでとれない農薬なので環境が汚染されてから毒性が分かったのでは遅すぎます。というかもうすでに最悪の事態は始まっています。今でさ水や土壌や湖底、大気が汚染され生き物がどんどん絶滅しています。</p> <p>除草剤イマザピル、シクロプロトリンも毒性が強いので禁止にして下さい。</p> <p>農薬オキサチアピプロリン、シクロプロトリンも禁止にして下さい。</p> <p>自然栽培をすれば農薬は不要です。</p> <p>どうか助けて下さい。</p> <p>ご検討お願いします。</p>	
3	<p>添付資料 p-15 にあるスルホキサフロルの水質汚濁に係る農薬登録保留基準を 0.11mg/L とすることに反対である。登録を前提とした当該保留基準を拙速に設定すべきでない。</p> <p>[理由]</p> <p>1、食品安全委員会はスルホキサフロルの人の健康影響評価で、ADI を 0.042mg/kg 体重/日、ARfD を 0.25mg/kg 体重とした。当グループは、＜資料 1＞のように、より低い値にすることを求めたが、受け容れられなかった。</p> <p>その高い ADI 値をもとに、</p> $0.042 \text{ (mg/kg 体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 / 2 \text{ (L/人/日)}$ <p>として、水質汚濁に係る農薬登録保留基準が 0.11mg/L と提案されている。</p> <p>＜資料 1＞人の健康影響に関する評価についての当グループの 2014 年のパブコメ意見</p> <p>1)</p>	<p>水質汚濁に係る登録保留基準値については、ADI の 10% 配分とし、回答 2 で述べたとおり、ADI 等に基づき設定しています。</p> <p>また、いただいたご意見については、関係する省庁にも情報提供させていただきます。</p>

	<p><a href="http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladymine/kiji/sul140612.txt">http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladymine/kiji/sul140612.txt</a></p> <p>2)</p> <p><a href="http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladymine/kiji/pc140901a.txt">http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladymine/kiji/pc140901a.txt</a></p> <p>2、2015 年 12 月に、厚労省が提案したスルホキサフロルの残留基準について、コメが 1ppm、多くの食品が 2ppm 以上の高い基準であり、幼小児の TMD I / A D I が安全目安の 80%を超えたり、E S T I / A R f D が 20%以上の食品もあり、もっと基準を低値にすべきであること、拙速に残留基準を設定すべきでないことを &lt;資料 2 &gt; のパブコメ意見で述べた。</p> <p>&lt;資料 2 &gt; 厚労省への 2015 年 12 月、残留基準案へのパブコメ意見</p> <p><a href="http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladymine/kiji/sul160102.txt">http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladymine/kiji/sul160102.txt</a></p> <p>3、アメリカでは、養蜂団体らの提訴で、2015 年 9 月、第九巡回控訴裁判所がミツバチ毒性評価が不十分であるとして、E P A にスルホキサフロルの使用取消しを命じ、E P A は、11 月に、同国内でのスルホキサフロルの登録製剤の販売・流通を禁止する命令をだした。日本では、スルホキサフロルが添付資料 p-17 にあるように水田で使用されるが、現状では、水産動植物でないミツバチ等の水田水農薬汚染による影響は評価されていない。</p> <p>&lt;資料 3 &gt; アメリカでの登録取消について</p> <p>1) 2015 年 9 月、第九巡回控訴裁判所：On Petition for Review of an Order of the EPA</p> <p><a href="http://earthjustice.org/sites/default/files/files/sulfoxaflor-opinion.pdf">http://earthjustice.org/sites/default/files/files/sulfoxaflor-opinion.pdf</a></p> <p>2) E P A : Sulfoxaflor - Final Cancellation Order</p> <p><a href="http://www.epa.gov/sites/production/files/2015-11/documents/final_cancellation_order-sulfoxaflor.pdf">http://www.epa.gov/sites/production/files/2015-11/documents/final_cancellation_order-sulfoxaflor.pdf</a></p>	
4	<p>環境大臣が策定する農薬登録保留基準は、環境中の生物や生態系への影響評価が不十分であり、当グループは、</p>	<p>今回は、水質汚濁が原因となる人畜に被害を生じさせないための基</p>

農水省が 2014 年に実施した農薬の登録申請時に提出する試験成績及び資料に係る関係通知の改正案に関する意見募集で、現行試験法の問題点をあげ、基準の強化や新たな登録保留基準の導入を求めた。ぜひ、実現されたい。

2014 年に提出したパブコメ意見全文は、下記に示したが、

<http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladymine/kiji/pcno140303.txt>

この中で、水系汚染、土壌汚染、ミツバチ等花粉媒介昆虫、野鳥類についての意見を再掲しておく。

\*\*\*\*\*

（B）水系汚染について（再掲）

\*\*\*\*\*

【意見 B-1】農薬の水系に関する登録保留基準には、「水質汚濁に係る農薬登録保留基準」と「水産動植物の被害防止に係る農薬登録」があり、いずれも、机上の計算による P E C と毒性評価値を比較して、設定される。

予測濃度の算出には、さまざまな仮定が含まれるが、より安全サイドにたつ推定方法が望まれる。また、水系での実測濃度や汚染実態を考慮し、日本の環境に即した登録保留基準の見直しが望まれる。

[理由]

1、水産動植物試験対象の生物種を国際基準にあわせるだけでなく、水田、施設栽培が多く、集約的に農耕地を利用して、多品種の作物を栽培する日本の農業事情と日本の環境に合わせた、きめ細かい環境予測濃度の推定がなされていない。

2、人への影響評価に係わる「水質汚濁に係る登録保留基準」の基準値が、水産動植物に対する「被害防止に係る農薬登録基準」よりも高いケースもある。魚が生きられないような水を人が飲んでもよいということにつながりかねない。

3、一般に 農薬の水系汚染は、使用時期の 5～10 月に高く、冬期には、低い傾向にある。予測される濃度は、通年平均でなく、使用時期の高い濃度を採用すべきである。

準を設定するものです。いただいた生態系や花粉媒介昆虫に関するご意見については、今後の検討の参考にさせていただくとともに、引き続き科学的知見の集積に努めてまいります。

なお、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準値の設定において、甲殻類の代表として通常用いている試験生物であるオオミジンコに感受性が低いことが示唆される殺虫剤について、現行のオオミジンコに加えて、より感受性の高い生物種を用いた毒性試験の提出を求め、再審議等を行うことを検討しています。

また、いただいたご意見については、関係する省庁にも情報提供させていただきます。

4、水系汚染による生態系への影響評価が十分なされておらず、プランクトン、昆虫類、魚類だけでなく、食物連鎖の上位にある両生類、野鳥、哺乳類への長期的な影響が不明である。

5、現状では、水田で使用される農薬や土壌処理剤を中心に、水系汚染がみられ、人や環境への影響に関する以下のような報告が見られる。

- (1)育苗箱剤用の農薬の使用で、アカトンボの生息に影響がみられる。
- (2)土壌くん蒸剤のクロルピクリンによる人の健康被害は、大気汚染とともに井戸水汚染に被害がある。
- (3)日本の水系フィールドに生息するミジンコは、ミジンコ試験に用いられる種属よりも、農薬に対して感受性が強く、より低い濃度で影響を受けやすいとされており、OECDのような国際的な試験方法をそのまま、日本での環境評価に適用すべきでない。  
参照：五箇公一「クワガタムシが語る生物多様性」  
(2010年、創美社)

【意見B-2】生物濃縮性についての評価が不十分である。

[理由]

- 1、魚介類の残留基準設定に際しては、魚の摂取量を淡水魚で一日平均 2 g 以上、海水魚で一日平均 48 g 以上食べるとして、基準が決められるため、魚好きの人には、安全性の保証とはならない。
- 2、魚介類の残留評価に際して、生物濃縮係数 5000 で線引きを行われるが、濃縮係数は魚介類の種類や食べる部位によって異なるし、単純に淡水魚と海水魚にわけることや、濃縮係数 5000 未満のもの ADI 配分を、農作物 80%/水 10%/その他 10%、5000 以上のは、農作物+水+魚介類 90%（うち魚介類 5%）/その他 10%と 2 段構えされていることにも疑問を感ずる。
- 3、水系の底質中に残留している農薬(活性成分、不純物、補助成分を含む)やその代謝分解物について、魚

介類への生物濃縮は、どのように評価されるか、泥の中で生息する魚介類の場合、現行の生物濃縮試験では、評価が十分ではない。

4、界面活性剤の共存化で、魚介類への生物濃縮係数が高まる農薬があり、その評価が十分なされていない

**【意見 B-3】**新たに登録保留基準が設定された農薬は、環境汚染状況の調査を義務づけ、2、3 年以内に基準の見直しを実施する再評価の制度を導入すべきである。

**【理由】**

現行における公共用水域の農薬汚染調査が、1 年に数回計測されるだけであり、季節変動や時間変動などをとらえるには極端にサンプリング数が少ないことを鑑み、また、地域での農薬使用状況や耕作時の用水使用量や、降雨状況などを十分考慮して、科学的に水質汚染の実態を把握する調査を実施し、その結果を登録保留基準に反映させることが重要である。

\*\*\*\*\*

(C) 土壤汚染について (再掲)

\*\*\*\*\*

**【意見 C-1】**土壤汚染については、土壤中に残留する農薬が、作物へ移行し、その残留基準を超えないことが求められているが、現行の土壤残留の判定基準を改め、ヨーロッパ諸国で実施している、土壤中半減期が 3 ヶ月以上、かつ 90% 消失期間 1 年以上の農薬を登録しないことを、登録保留基準にすべきである。

**【理由】**

1、日本農業は、水稻栽培、施設栽培が多く、集約的農業形態で、同じ圃場で多種の作物が次々栽培され、多種の農薬が使用されるという特徴を考慮して、保留基準の設定が望まれる。

2、単位耕地面積あたりの農薬使用量が世界 1、2 位であるにも係わらず、半減期の判定基準を 180 日以上と EU よりも、長くとるのは理解できない。

**【意見 C-2】**ほ場での土壤残留試験は、土壤の性質・成分、土壤中の生態系・微生物相、天候、散布むらなど

の条件をどう評価するかが問題となるし、代謝分解物の残留もきちんと評価されねばならない。土壤殺菌剤で処理し、生き物のいなくなった土での試験と試験農薬のみを使用した土では、残留状況も異なる。また、生態系保護の視点からいえば、ミミズや土中の昆虫・微生物への影響も評価する必要がある。

そのため、以下の試験を義務付けるべきである。

- (1) 土壤残留について、人畜への影響だけでなく、土壌中の細菌やかびなど微生物や昆虫類、ミミズらの生息への影響を評価する
- (2) 農薬成分だけでなく、その代謝分解物や不純物についての土壤残留性を調査して、保留基準に反映させる
- (3) 寒冷地で使用される場合／多雨地で使用される場合／水田で使用される場合／土壤処理剤で殺虫・殺菌した場合／マルチで被覆やハウス・温室での栽培の場合など、すべての使用条件に適用できる保留基準を設定する

【意見 C-3】新たに登録保留基準が設定された農薬については、環境汚染状況の調査を義務づけ、2、3 年以内に基準の見直しを実施する再評価の制度を導入すべきである。

【意見 C-4】後作物の栽培については、当該作物が残留基準以下なら可とするのではなく、後作物では、農薬成分だけでなく、その代謝物も不検出であることを条件とする。

〔理由〕

前作に使用した農薬が、後作物に検出される場合、前作農薬の残留基準を適用することは、適用外使用で農薬取締法違反となる場合と区別がつかなくなる。

【意見 C-5】ディルドリンのような現在使用されていない農薬が土壤を汚染している圃場については、土壤浄化が行われるまで、食用作物の栽培を禁止する。

\*\*\*\*\*

(D) ミツバチ等花粉媒介昆虫について（再掲）

\*\*\*\*\*



【意見D-1】花粉媒介昆虫への影響試験を義務づけ、毒性に応じて、ランク付けを行い

「蜜蜂等危害性農薬」（仮称）を指定する。

たとえば、ミツバチについては、以下のような試験や調査をして、ランク付けすべきである。

- (1)ミツバチの帰巢能力、社会性のある行動への影響、
- (2)当該農薬に対する忌避能力、繁殖能力、免疫力への影響、
- (3)直接被曝、経口摂取 致死量以下の農薬被曝による蜂群への影響
- (4)フィールドでの花粉の農薬汚染、花蜜の農薬汚染、蜂の水場の農薬汚染、 溢液の農薬汚染、
- (5)蜂蜜などの農薬汚染、巣箱の農薬汚染

【意見D-2】ミツバチをはじめ花粉媒介昆虫(以下、蜜蜂等という)は、農作物の生産に大きな影響をあたえるにもかかわらず、その個体数減少を防止するための条文はない。蜜蜂等に対する毒性の強い農薬の使用規制に関する条項を作るべきである。

たとえば、

- ・「蜜蜂等危害性農薬」（仮称）を指定する
- ・そのための毒性試験方法を確立する
- ・当該指定農薬の使用について、都道府県知事に届け、その許可を得る
- ・農林水産大臣は、当該農薬について、公定規格を定める
- ・環境大臣は、蜜蜂等への影響についての登録保留基準を作成する
- ・許可なく当該農薬を使用した者に罰則を科する
- ・登録後、当該農薬の使用によって、蜜蜂等の被害が起これば、当該農薬の使用を規制したり、登録を取り消す

[理由]

1、農水省は、ミツバチに対するLD50=11µg/頭で線引きし、これを超える農薬については、使用に際して、注意を喚起するとしているが、より、毒性の強い農薬については、一層、使用規制を強化すべきである。

2、農薬取締法では、すでに、魚毒性の強い農薬を、水質汚濁性農薬に指定し、その使用規制や違反使用者への

罰則が条文化されている。

\*\*\*\*\*

（E）野鳥類について（再掲）

\*\*\*\*\*

【意見 E-1】鳥類に関する試験を義務づけ、毒性に応じて、ランク付けを行い、「鳥類等危害性農薬」（仮称）を指定するよう検討されたい。

- ・「鳥類危害性農薬」（仮称）を指定する
- ・そのための毒性試験方法を確立する
- ・当該指定農薬の使用について、都道府県知事に届け、その許可を得る
- ・農林水産大臣は、当該農薬について、公定規格を定める
- ・環境大臣は、鳥類への影響についての登録保留基準を作成する
- ・許可なく当該農薬を使用した者に罰則を科する
- ・登録後、当該農薬の使用によって、鳥類の被害が起これば、当該農薬の使用を規制したり、登録を取り消す

【意見 E-2】机上の想定とフィールドでの農薬汚染実態が異なることもあるので、新たに登録された農薬について、生態系での農薬汚染調査を申請者に義務づけるとともに、既存の登録農薬については、再登録の時までに、調査データを提出させるべきである。また、フィールドで異変が見られたときは、再評価制度により、一時使用中止措置につなげる必要がある。

[理由]

1、現行の農薬取締法では、魚毒性の強い農薬を、水質汚濁性農薬に指定し、その使用規制や違反使用者への罰則が条文化されている。

2、環境省は 2014 年「鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアル」を設定したが、野生の鳥類への影響はこの評価法では、以下に示すように十分といえない。

- (1)『鳥類の餌はもちろん、餌となる動植物、菌類などの繁殖をも考慮した、生態系全体の問題としてとらえる必要がある。』と指摘したが、マニュアルに

	<p>は折り込まれていない。</p> <p>(2)鳥類の場合、経口だけでなく飛散による羽等への付着も問題になる。特に、空中散布では、地上散布の場合の 100 倍以上の高濃度で散布される場合もあり、急性中毒による大量死につながる恐れもあるので、経口毒性だけでなく、経気、経皮についての毒性試験が必要であり、鳥が飛翔中に被曝するだけでなく、ヒナ鳥や受精卵への影響を評価する試験も必要である。</p> <p>(3)鳥類毒性のランク付けにおいては、活性成分だけでなく、補助成分も含む製剤についても評価が必要である。</p> <p>(4)農薬登録はないが、農薬と同じ成分を含む除草剤や衛生害虫用殺虫剤、畜舎で使用される動物薬が、野鳥が活動する地域で使用される場合があり、農薬とともに、これら薬剤を含めた、総合的な被曝・摂取防止のための管理対策が必要である。</p> <p>(5)鳥類が、農薬処理された種子や農薬が残留した餌作物・果実の摂取実態、さらには、農薬により汚染された水系や土壌、餌となる動植物などからの摂取実態が不明である</p>	
<p>5</p>	<p>新たに基準が定められる 5 種類の農薬について、その農薬保留基準値は、今まで登録された農薬の基準のデータをもとにし、かつその一つ一つの農薬の特性に照らして、細かい基準値を設定していくことが必要だと思えます。なぜなら、先例にならいつつ、今までにはなかった特徴が出てきた場合にそれに臨機応変に対応することが水質汚濁改善に大切だと考えるからです。</p>	<p>回答 2 で述べたとおり、現在の水質汚濁に係る登録保留基準値については、一つ一つの農薬の毒性影響を踏まえて、個々に基準値を設定しています。</p>
<p>6</p>	<p>&lt;該当箇所&gt; 資料 15 頁～19 頁 スルホキサフロルについて</p> <p>&lt;意見内容&gt;</p> <p>スルホキサフロルなどネオニコチノイド系農薬はミツバチをはじめ、花粉媒介生物や水棲生物への影響、土壌への長期残留や水系を通しての汚染の拡散が警告されている殺虫剤である。</p> <p>以下の理由から、登録保留基準値案は環境や家畜（ミツバチ）への評価がきわめて不十分であり、十分なデータが入手されて再検討できるようになるまで登録を保留すべきである。</p> <p>理 由：</p>	<p>今回の水質汚濁に係る農薬登録保留基準は、水質汚濁が原因となり人畜に被害を生じさせないための基準であり、当該基準設定のための評価内容は資料に記載しております。</p> <p>その他の環境大臣が定める農薬登録保留基準についても個別に評価が行われており、</p> <p>①水産動植物への影響については、既に登録保留基準値が設定・告示されています。</p> <p>②農作物等への残留については、食</p>

<p>水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料では、農薬の登録を保留する場合の</p> <p>4) 農作物等への残留が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき</p> <p>5) 土壌への残留により農作物等が汚染され、それが原因となって人畜に被害が生ずるおそれがあるとき</p> <p>6) 水産動植物に著しい被害を生ずるおそれがあるとき</p> <p>7) 水質汚濁が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき</p> <p>に相当するかどうかの根拠、特に人以外への被害の評価が示されていない。</p> <p>先に使用が許可されていた米国ではスルホキサフロルは 2015 年 9 月に裁判で使用許可無効の蹴ってが出ており（注 1）、ついで 2015 年 11 月に EPA により使用許可が取り消されており、その理由はミツバチ等へのリスク評価が不十分であったことによる（注 2）。</p> <p>今回の基準値（案）に関する資料では、ミツバチや花粉媒介生物に関してどのような評価をしたのかをはじめ環境や水産動植物への被害評価も、評価に使用した根拠データも提示されていない。</p> <p>（注 1）On Petition for Review of an Order of the EPA  <a href="http://earthjustice.org/sites/default/files/files/sulfoxaf-lor-opinion.pdf">http://earthjustice.org/sites/default/files/files/sulfoxaf-lor-opinion.pdf</a></p> <p>（注 2）Sulfoxaf-lor - Final Cnal Cancellation Order  <a href="http://www.epa.gov/sites/production/files/2015-11/documents/final_cancellation_order-sulfoxaf-lor.pdf">http://www.epa.gov/sites/production/files/2015-11/documents/final_cancellation_order-sulfoxaf-lor.pdf</a></p>	<p>品衛生法に基づき厚生労働省が設定する残留基準に適合すること等を要件としています。</p> <p>③土壌残留については、農林水産省で個別剤毎に環境省が設定した基準への適合性について審査が行われています。</p> <p>いただいたご意見については、農薬の登録を行う農林水産省へも情報提供させていただきます。</p>
---	--

※いただいたご意見をそのまま掲載しています。

# 水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果について（案）

平成 28 年 〇 月 〇 日  
環境省水・大気環境局  
土壌環境課農薬環境管理室

## 1. 意見募集の概要

### （1）意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表

### （2）意見募集期間

平成 28 年 2 月 1 日（月）～ 平成 28 年 3 月 1 日（火）

### （3）意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

### （4）意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

## 2. 意見募集の実施結果

### （1）意見提出者数

- ・ 封書によるもの 〇 通
- ・ ファクシミリによるもの 〇 通
- ・ 電子メールによるもの 〇 通

（2）意見ののべ総数 〇 件 ※本件に係る意見の提出は 0 件でした。